

1. 質保証システムで保証すべき「質」について

- 教育の質 = 学生の学びの質と水準。
- 研究の質 = 持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備等が行われていることについて、一定程度確認していくことも検討すべき。

2. 改善・充実の方向性

- 2つの検討方針 : ①学修者本位の大学教育の実現 ②社会に開かれた質保証の実現
 4つの視座 : ①客観性の確保 ②透明性の向上
 ③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保

3. 各質保証システムの改善・充実

（1）大学設置基準・設置認可審査

<大学設置基準・設置認可審査の見直しの背景>

①時代の変化に対応しつつ将来を見据えた設置基準全体の見直し②共通となる最低基準性を担保しつつ大学教育の多様性・先導性を向上させていくような見直しが求められている。

<大学設置基準・設置認可審査の改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、内部質保証の学位プログラムを基礎とした実施を明確化。
- 内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化。

【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を再整理。
- 「一の大学に限り」という現行の「専任教員」の在り方の見直し。
- 「図書」や「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方について周知。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 柔軟な教育課程編成のための、国際通用性等を踏まえた単位制度運用の柔軟化。
- 内部質保証等の体制の機能を前提とした、教育課程等に係る特例制度の新設。

（2）認証評価制度

<認証評価の見直しの背景>

○大学の教育研究活動の状況（学修の質や水準、研究環境整備等）が十分に評価できているのか、評価機関による評価結果や評価水準の違い、評価結果の利用しづらさ、評価に伴う大学の負担の増加、「不適合」となった大学に対する評価の綿密化といった指摘。受審負担の軽減を図りつつ実効性のある制度へと転換していくことが求められている。

<認証評価制度の改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形への充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮した、認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化。

（3）情報公表

<情報公表制度の見直しの背景>

○法令上公表が義務化されている項目では学生の学びの質や水準を見ることができない、大学によって情報公表の取組に差があるなど、各大学における徹底した情報公表の取組と情報公表を促進するための環境整備が求められている。

<現時点での情報公表制度に関する改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】及び【社会に開かれた質保証の実現】

- どのような項目がどのような手法で公表されていることを担保することが適当かの検討。
- ベンチマークの提示等、「大学ポートレート」の機能の充実。等

（4）その他の重要な論点

<現時点でのその他事項に関する改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドライン策定や教育課程等に係る特例制度の新設。

【客観性の確保】

- 大学等有する施設等の共有が可能であることをわかりやすく周知。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内であれば、当該大学の判断で新たな学位プログラムを実施可能であることを周知。
- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（定員管理の単位は、引き続き学部・学科を単位とする）。